

長崎大学歯学部歯学科に対する評価結果

I 判定

評価の結果、長崎大学歯学部歯学科（学士課程）は、本協会の歯学教育に関する基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023年4月1日から2030年3月31日までとする。

II 総評

長崎大学歯学部歯学科は、大学の目的である「実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献する」ことを踏まえ、固有の目的として「大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、歯学に関する高度の専門知識を修得させ、もって責任感と社会性を身につけた歯科医師及び創造性豊かな的確な判断力と洞察力を有する歯学研究者を養成する」ことを掲げ、大学の地域的特性から、地域歯科口腔医療について総合的に考えることのできる能力と高度の専門的知識や課題探求能力を持った歯科医師の養成に取り組んでいる。

この目的を達成すべく、教育課程においては、「教養教育科目」と「専門教育科目」の科目群を設け、学年に応じて段階的に履修することができるよう体系的かつ特色のあるカリキュラムを編成している。また、教育方法として、e-learning、少人数グループ教育、PBL（Project Based Learning）、クリッカーシステムの活用などアクティブラーニングの推進に努めており、診療参加型臨床実習においては、「離島歯科医療・地域保健・福祉実習」や「歯科健診等地域医療実習」を行うなどの工夫がみられる。

なかでも、教育において「プラネタリーヘルス」や「グローバル」というキーワードのもと実施する、1年次の「学外早期体験実習」、外部講師を招いて行われる「コミュニティー教育・実習」、離島における医療・保健・福祉を学ぶ「離島歯科医療・地域保健・福祉実習」などの取組みは、医療者に必要なコミュニケーション能力を涵養しつつ、現場での体験を重ねるために有効な取組みであり、地域歯科口腔医療について総合的に考えることのできる能力を修得するといった成果に結びついていることから特色として評価できる。また、学生の受け入れにおいて、総合型選抜では、歯科口腔医学、歯科口腔医療に関するゼミナールを2～3コマ開講し、その内容について自学自習をする時間を与えたうえで、翌日にその理解度を測る試験を行う、「歯学部ゼミナール」という特色ある入学者選抜を実施していることは、多様な人材に修学の機会を与える観点から評価できる。さらに、教員組織において「プラネタリーヘルスに貢献する」という全学的な研究目標のも

と、「歯学を通じて世界の人々のQOL（生活の質）の向上そして健康寿命の延伸に貢献する」をミッションとし、さまざまな研究活動を推進して成果を上げていることは高く評価できる。

一方で、以下の点については、課題が見受けられる。

まず、診療参加型臨床実習において、指導歯科医の具体的要件が明文化されていないことから、指導体制と責任の所在を明確化するためにも改善が求められる。また、同臨床実習において、学生間での自験症例数の差が大きく、かなりの部分を補完実習に頼っていることから、自験症例増加に向けた改善が求められる。さらに、学生の受け入れにおいて、収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっていることから、今後も学年担任や「学生委員会」によるフォローアップ等を着実に進め、適切に定員管理を行うことが必要である。

これらの点を改善するためにも、今回の歯学教育評価の結果を活用し、改善に向けて今後も継続して自己点検・評価活動に取り組み、歯学教育（学士課程）の質のより一層の保証・向上を図ること、さらには、当該歯学教育課程の特色をさらに伸張していくことを期待したい。

III 歯学教育に関する基準の各項目における概評及び提言

1 使命・目的

<概 評>

【項目：使命・目的】

当該歯学教育課程（歯学部）は、「基本的教養と幅広い歯科口腔医学専門知識を修得し、今後の歯科口腔医学、歯科口腔医療を切り拓くとともに社会に信頼される歯科医師および研究者を養成する」ことを理念とし、「大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、歯学に関する高度の専門知識を修得させ、もって責任感と社会性を身につけた歯科医師及び創造性豊かでの確かな判断力と洞察力を有する歯学研究者を養成することを目的とする」と「長崎大学歯学部規程」に定めている。こうした理念・目的は、「地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献」すること、「実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献する」ことなどを定めた大学の理念・目的と関連しており、適切であると判断できる。

さらに、長崎大学の地域的特性を踏まえ、「離島等の地域歯科口腔医療について保健・医療・福祉の側面から総合的に考えることができる歯科医師と高度の専門的知識と経験、課題探求能力を身につけた研究者・教育者の養成、および学校推薦型選抜合格者および履修希望者を対象とした『歯学研究コース』における、大学院進学を前提とした、臨床歯科口腔医学・基礎歯科口腔医学を基調とした口腔生命科学を切り拓く

長崎大学歯学部歯学科

将来の担い手の養成と歯科口腔医学の発展をも目的とする」と点検・評価していることから、地域に根差した大学としての使命が十分に認識されている。以上を踏まえ、当該歯学教育課程では、入学初年度より一貫して口腔生命科学を体系的に学び、研究者や専門職業人としての基盤的知識や態度及び技能を修得するとともに歯科医師免許取得後のシームレスな歯科医師臨床研修への移行を目指している（評価の視点 1-1、点検・評価報告書 4 頁、資料 1-1「長崎大学学則」、資料 1-2「長崎大学歯学部規程」、資料 1-4「長崎大学歯学部学部案内パンフレット」、資料 2-1「長崎大学歯学部学生便覧」、資料 2-2「歯学部の教育理念と 3 つのポリシー」、資料 5-1「国立大学法人長崎大学基本規則」、長崎大学ホームページ「各学部・研究科等の理念」）。

これらの理念・目的について、新入生に対しては大学全体及び学部独自のオリエンテーションを実施することによって周知を図っている。目的の公表に関しては、教職員、学生並びに受験生を対象として、大学のホームページ、シラバス、学部案内パンフレット等で広く社会一般に公表しているものの、「長崎大学歯学部規程」第 2 条に定める目的については、学生便覧では教育目標として記載されており、その他の資料では目的に代わっていくつかの目標が記載されているなど、掲載されている媒体によって用語の混乱がみられるので、その統一が望まれる。また、理念・目的の周知度に関しては、教職員についてはシラバス作成時に、学生については授業等の際に確認しており、今後は周知状況に関するアンケート調査を実施し、周知活動をより充実させる予定である（評価の視点 1-2、資料 1-4「長崎大学歯学部歯学部案内パンフレット」、資料 2-1「長崎大学歯学部学生便覧」、資料 2-4「長崎大学歯学部シラバス」、質問事項への回答、追加資料 3-1「周知活動アンケート案」、追加資料 4-1「新入生オリエンテーション次第」）。

【項目：目的の検証】

当該歯学教育課程の目的の適切性については、「教務委員会」を中心に、月例会議で学生の学修の進捗や成績を把握したうえで年間の課程を俯瞰し、各学年の成績、学生の授業アンケート、共用試験(CBT・OSCE)の成績及び歯科医師国家試験の合格率等の分析を通じて定期的に検討している。問題点がある場合には「歯学部運営会議」及び教授会で検証を行っている。また、2019 年度から移行した新カリキュラムの策定作業を行う過程で「カリキュラム改革WG会議」で議論され、「国際社会への貢献」と「リサーチマインドの涵養」をこれまで以上に推進していくべきとの方針やその他の改善すべき事項が示され、短期の海外留学あるいは留学をしない者は各分野の研究室所属での研究活動を計画した。なお、留学については新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施が困難となったことから、グローバルインターンシップ・プログラムの開講に方針を変更している（評価の視点 1-3、点検・評価報告書 6 頁、資料 1-5「平成 28 年 12 月 14 日歯学部教授会議事要録、平成 26 年度第 3 回歯学部教務

長崎大学歯学部歯学科

委員会議事要旨（抜粋）」、質問事項への回答、追加資料 5-1「R3. 9. 15 教授会資料 12 長崎大学歯学部グローバルインターンシップ・プログラム」、追加資料 5-2「カリキュラム改革 WG 会議メモ（一部）」。

2 教育の内容・方法・成果

<概 評>

【項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針】

当該歯学教育課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として、一般コースでは、「歯科口腔医学に関する基礎的知識を身につけている」「歯科口腔医療を行える基本的臨床能力を身につけている」など10項目、歯学研究コースでは、一般コースの内容に加え、「未来の医療を切り拓くための先端的研究に興味を持ち、歯科口腔医学の発展に貢献できる能力を身につけている」ことを定めており、コンピテンシーベースで具体的に記述している。また、シラバスには、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を、「授業到達目標」として明確化するとともに、対応する学位授与方針を記載している。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として、一般コースでは、「入門科目で歯科口腔医学の概論を学び、歯学生としての自覚を涵養する」「専門基礎科目で歯科医師として必要な全身の医学および歯科口腔医学の基礎的知識と技能を学ぶ」「発展的専門科目では、先進的な歯科口腔医療に対応できる幅広い知識と基本的技能を修得すべく診療参加型臨床実習を行う」など8項目、歯学研究コースでは、一般コースに加え、「基礎歯学研究の基礎知識・基本技能を学ぶ」など3項目を定めている。教育課程の編成・実施方針の内容は学位授与方針の内容と整合がとれているものの、学位授与方針を踏まえて実際にどのようなカリキュラムを策定し、展開するかについては、科目名が提示されていないために分かりづらい点が認められる（評価の視点2-1、点検・評価報告書10～13頁、資料1-4「長崎大学歯学部学部案内パンフレット」、資料2-1「長崎大学歯学部学生便覧」、資料2-2「歯学部の教育理念と3つのポリシー」、資料2-3「歯学部カリキュラムマップ・ツリー」、資料2-4「長崎大学歯学部シラバス」、追加資料9-1「点検・評価報告書の記載内容修正について」）。

学位授与方針や教育課程の編成・実施方針は、歯学部ホームページ、学部案内パンフレットに掲載するとともに、オリエンテーション等を通じて、学生、教職員、社会に広く公表している。こうした周知活動の効果の把握は、ホームページ閲覧回数、出前授業の実績等に基づいて行っているが、十分とはいえない（評価の視点2-2、点検・評価報告書14～15頁、資料1-4「長崎大学歯学部学部案内パンフレット」、資料2-2「歯学部の教育理念と3つのポリシー」）。

【項目：教育課程の編成・実施】

当該歯学教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、大別して教養教育科目と専門教育科目で構成されており、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを含んだ体系的なカリキュラムを構築している。カリキュラムは、カリキュラムマップにその関連性や順次性を明確に示し、学位授与方針のいずれの項目に相当するかについても

長崎大学歯学部歯学科

分かりやすく示している。上記の教育課程のうち、教養教育科目として、教養基礎科目（プラネタリーヘルス科目、数理・データサイエンス科目、外国語科目等）、現代的な課題を取り上げたテーマに則した授業科目群の中から一つを選択して学習するモジュール科目及び選択科目（人文・社会科学科目、生命・自然科学科目等）を配置している。また、専門教育科目として、総合科目、口腔生命科学、関連臨床医学、臨床実習などを配置しており、初年次における準備教育として理科未履修者のために「歯科学のための化学」「歯科学のための生物科学」「歯科学のための物理科学」を設けて基本的知識の格差解消を図っている。このほか、大学の特色である「地球規模の視野で考え、且つ地域視点で行動できる」ような幅広い知識の修得を目指すものとして、1年次から6年次まで全学年にわたって「学内・学外早期体験実習」「グローバルインターンシップ・プログラム」「コミュニティー教育・実習」「歯科東洋医学」「一般歯学研究」「離島歯科医療・地域保健・福祉実習」「歯科法医学」、統合科目など多くの独自のカリキュラムを編成し、知識の底上げ、医療人としてのモチベーション向上のための科目を設定することで、問題解決能力・総合的判断力・コミュニケーション能力を涵養できるように工夫している。さらに、リサーチマインドの涵養に配慮した教育課程として、学校推薦型選抜Ⅱで入学した学生全員に「歯学研究コース」の履修を義務付けており、一般選抜試験で入学した学生のうちの希望者も同コースを履修することができる。一般コースと歯学研究コースの2つのコースの設置によって、学生のキャリアパスに応じた教育体制が整備されている。歯学研究コースを履修した学生のうち、4年次または5年次に行われる英語による研究発表会の成績上位者は海外短期留学ができる。加えて、すべての学生が履修可能な科目として、基礎、臨床歯学各分野の研究室で行われている歯学の最先端の研究活動を理解するために「一般歯学研究（歯学研究入門）」を開講し、リサーチマインドを涵養している。さらに、英語による教育やチュートリアル教育も行っており、「Scientific and Practical English」や「実践臨床歯科英会話」などによりグローバル人材の育成に努めている。特に、「プラネタリーヘルス」や「グローバル」というキーワードのもと、開業歯科医院や病院歯科の現場を見学し、今後の専門教育への動機づけを行う「学外早期体験実習」、外部から講師を招き、さまざまな社会活動としてボランティア、子育て支援、対人援助等の活動の実例を学ぶ「コミュニティー教育・実習」、離島における医療・保健・福祉に対する理解を深めることで地域包括ケアについての知識を学ぶ「離島歯科医療・地域保健・福祉実習」など、現場での体験を重視した科目を配置していることは特色といえる（評価の視点2-3、点検・評価報告書16～23頁、資料2-3「歯学部カリキュラムマップ・ツリー」、資料2-4「長崎大学歯学部シラバス」、資料2-5「長崎大学歯学部授業時間割」、追加資料13-1「2021-2022年度 離島医療・保健実習学習要項」）。

授業形態や方法については、各科目の性質により講義、実習を適切に組み合わせて

長崎大学歯学部歯学科

おり、一般的な講義と実習に加え、e-learning、少人数グループ教育、PBL、クリッカーシステムの活用などアクティブラーニングの推進に努めている。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下では、オンライン講義とオンデマンド講義を実施している（評価の視点 2-4、点検・評価報告書 23～24 頁、資料 2-4「長崎大学歯学部シラバス」）。

当該歯学教育課程では、毎年 11～12 月に次年度開講科目の見直しと時間割を決定のうえ、全科目についてシラバス改訂を行い、ウェブページにて明示している。シラバスには、各科目について、担当教員名、オフィスアワー、授業の概要、到達目標、対応する学位授与方針、対応するモデル・コア・カリキュラム項目、授業方法、授業内容・回数、キーワード、教科書・教材・参考書、成績評価の方法・基準等、受講要件（履修条件）、備考（学生へのメッセージ）、実務経験のある教員による授業科目の有無を記載している。なお、シラバスの記載内容の確認は「教務委員会」で行っているものの、授業内容とシラバスの整合性の確認に関する学生へのアンケート等は実施していない（評価の視点 2-5、点検・評価報告書 24～25 頁、資料 2-4「長崎大学歯学部シラバス」）。

歯学教育の実施に必要な教育施設・設備として、講義室（4 部屋）、実習室（5 部屋）のほか、スキルスラボ、談話室、コンピュータ室を整備している。解剖実習は医学部の解剖実習室で行い、同学部の講義室も使用している。また、附属図書館医学分館には、視聴覚資料ビデオ、DVD 及び CD-R、3D 人体解剖アトラスなどがあり、電子ジャーナルや電子ブックは自宅からの利用が可能となっている。このほか、学内の自習室として歯学部講義室を平日は講義終了後から 22 時まで、土・日曜・祝日も一部利用可能にしている。歯学部福利厚生棟には 6 年次生のための自習室が 57 席完備されており、平日・土曜は 9 時から 22 時まで開放している。

学生への支援体制について、学生への指導、相談などは主として学年担任（男性教員 2 名、女性教員 1 名）が担当し、成績不振者に対しては、学年担任と学生委員長が面談を行う体制を整えている。学修環境に配慮を要する学生については、要望内容を「全学学生委員会」から学年担任に伝えることとしている。経済的支援としては、日本学生支援機構などからの奨学金のほか、歯学部の在校生の保護者で構成されている長崎大学歯学部教育後援会や長崎大学歯学部同窓会から修学上必要となる諸経費の補助を受けている。キャリア支援については、大学院進学相談のほか、歯学部同窓会が中心となり、キャリアパスに関する講演会や進路相談を行っている。また、学年担任が随時、相談に乗っており、歯学教育の実施に必要な支援体制が整っていると判断できる（評価の視点 2-6、点検・評価報告書 25～26 頁、資料 2-9「施設・設備配置図」）。

【項目：臨床実習体制】

長崎大学歯学部歯学科

当該歯学教育課程では、診療参加型臨床実習の管理運営を円滑に進めるために、毎月、臨床実習に関わるすべての分野、診療科から各1名が参加して「臨床実習主任指導者会議」を開催し、臨床実習の進捗状況など実習全般に関わる情報共有を図っている。また、年に1回、臨床実習室長、臨床系の教授、医療教育開発センター歯科教育研修部門副部門長で構成される「臨床教育委員会」を開催して、臨床実習全般に関わるカリキュラムの管理運営及び臨床実習修了判定を行い、「歯学部教務委員会」にて報告・承認する流れが確立しており、管理運営体制が適切に整備されている（評価の視点2-7、点検・評価報告書27～28頁、資料2-6「臨床教育委員会議事録、臨床教育委員会内規」）。

診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件は、臨床経験5年以上の歯科医師かつ助教以上であり、「臨床実習の手引」に氏名を記載しているが、今後、指導歯科医の具体的な要件をさらに明確化し、明記することが望まれる。2021年4月現在、実習指導を行う助教以上のスタッフは89名在籍しており、そのうち59名は歯科医師臨床研修指導歯科医講習会を受講済みの者として指導水準を担保している。このほかに、教育職位特別呼称として臨床教授6名、臨床准教授4名を任命し、これらの教員は学外施設等における実習委託や学内の臨床セミナーを担当し指導にあたっており、十分な教員を配置している（評価の視点2-8、点検・評価報告書28頁、資料2-7「臨床実習の手引」）。

学生の診療参加にあたっては、病院玄関に包括同意に関するお願いを掲示するとともに、主治医である指導歯科医が新規患者から「診療参加型臨床実習を行うにあたってのお願い」の包括的同意書に署名をもらうことで臨床実習への協力の同意を確認している。また、臨床実習生が直接患者に診療行為をする際には、再度、同様の説明を行い同意が得られた後、個別同意書に、指導歯科医、スチューデントデンティスト及び患者の署名を記載し、電子カルテに取り込んでいる。したがって、患者には臨床実習の意義を的確に説明し、同意を確認したうえで、臨床実習を行っている（評価の視点2-9、点検・評価報告書28～29頁、資料2-8「診療参加型臨床実習を行うにあたってのお願い、包括同意書、個別同意書」、追加資料21-1「包括同意掲示」、現地調査の際の施設見学）。

臨床実習に必要な設備については、長崎大学病院歯科系診療部門として83台の歯科用ユニットを設置しているが、臨床実習のための専用の歯科用ユニットはなく、通常診療、臨床研修、診療参加型臨床実習に共用している。また、臨床実習学生専用の学生技工室には42台の技工機が設置されているほか、スキルスラボ内にシミュレーター11台、チェアユニット12台を配置し、診療参加型臨床実習の補完教育も含めたシミュレーション教育の充実を図っており、必要な施設・設備を整備している（評価の視点2-10、点検・評価報告書29～30頁、資料2-9「施設・設備配置図」）。

【項目：臨床能力向上のための教育】

当該歯学教育課程では、5年次10月から開始される診療参加型臨床実習に先立ち、5年次5月から7月の間に168時間にわたる「臨床開始前実習」を実施し、歯学教育モデル・コア・カリキュラム「F シミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習）」に基づき、4年次までに修得した知識・技能・態度を踏まえ診療参加型臨床実習の開始に備えると同時に、個人情報保護、医療安全、感染予防、診療録記載など、実習を行うにあたって必須の知識を教授している。具体的なカリキュラムは「臨床開始前実習の手引」に記載され、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保のため、共用試験歯学系CBT・OSCEへの合格（CBTで正答率70%以上またはIRT標準スコア485以上、OSCEで得点率60%以上）を診療参加型臨床実習に進む要件とし、これらは共用試験受験の前年12月中旬に4年次生を対象に行われる共用試験説明会において周知している（評価の視点2-11、点検・評価報告書31頁、資料2-7「臨床実習の手引」、資料2-10「共用試験の結果」、質問事項に対する回答、追加資料25-1「臨床開始前実習の手引」、追加資料26-1「共用試験受験説明会資料」）。

臨床実習のカリキュラムについては、学生に配付する「臨床実習の手引」に記載し、スケジュールは、総合歯科臨床教育学分野において統括的に管理している。臨床実習の内容は、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠しており、学生10～12名を1グループとする5グループに分けて、歯周・歯内治療系、冠橋義歯系（保存修復系を含む）、床義歯系（保存修復系を含む）、口腔外科系及び総合歯科系をローテーションする。口腔外科系と総合歯科系のローテーション期間中に、矯正歯科、小児歯科、放射線科、麻酔・生体管理科、特殊歯科を短期間ローテーションするとともに、「離島歯科医療・地域保健・福祉実習」や「歯科健診等地域医療実習」を行うなど、多様で特色ある実習を行っている（評価の視点2-12、点検・評価報告書31～32頁、資料2-7「臨床実習の手引」、資料2-16「令和2-3年度臨床実習ローテーション表」）。

診療参加型臨床実習は5年次10月から6年次9月にかけて行っており、単位数43単位、延べ実習時間は1800時間を超え、十分な実習時間を確保している。自験総数は3561件、介助・見学数は16117件に及び、学生1人あたりの担当患者数は69.8名で、自験に要した時間は1人あたり50～75時間程度、見学・介助時間は200～300時間程度、見学は100～200時間程度と推測されるとしている。また十分に自験することが困難な症例については、シミュレーション教育を併用し、スキルスラボ及び学生実習室を利用して行っているが、学生間での自験症例数の差が大きく、かなりの部分を補完実習に頼っていることから、自験症例増加のための工夫と努力が望まれる（評価の視点2-13、点検・評価報告書32～33頁、資料2-7「臨床実習の手引」、質問事項に対する回答、追加資料30-1「2020-2021臨床実習実施状況調査」、追加資料30-2「診療参加型臨床実習の一人あたりの自験、介助、見学などの症例数」）。

臨床実習修了の際における成績評価については「臨床実習の評価及び修了認定に

関する申合せ」を定め、修了要件として「臨床開始前実習（第3期）に出席し、診療参加型実習（総合診療実習、特別実習及び離島歯科医療・地域保健・福祉実習）、臨床知識理解度試験及び歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験に合格しなければならない」と規定し、学生便覧に記載して周知を図っている。

臨床実習の修了に必要なケース数は、「臨床実習の手引」に明示されており、個別の行動目標の達成度を評価するためのミニマムリクワイアメントは、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに示される水準1～4を参考に自験、介助、見学それぞれのケースが設定されている。診療科ごとにミニマムリクワイアメントを踏まえた実習帳またはケースカードを準備し、実習ケース終了ごとに指導歯科医が押印し記録を蓄積している。各診療科における実習が修了する際には、修了時技能判定を実施すると同時に、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）も行っている。このうち臨床実地試験（CPX）については各診療科が設定する受験要件を満たした段階で学生ごとに実施し、一斉技能試験（CSX）については臨床実習修了時に全員が同時に受験し、不合格の際には再試験を実施している。以上のことから、卒業時の臨床能力が明示されており、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保しているといえる（評価の視点 2-14、点検・評価報告書 33～35 頁、資料 2-1「長崎大学歯学部学生便覧」、資料 2-11「共用試験 Post-CC PX の利用方法（申合せ）と共用試験の結果」）。

医療安全教育に関しては、1年次から5年次にかけて段階的に行っており、「学内・学外早期体験実習」や「歯科医師のコンピテンシーⅠ～Ⅴ」で基礎を学んだ後に、「臨床開始前実習」において長崎大学病院医療安全部ゼネラルマネージャーによる医療事故防止と感染対策に関する講義を実施している。また、診療参加型臨床実習開始直前に個人情報保護に関する講義及び電子カルテ操作演習を行い、長崎大学病院における個人情報保護に関する基本方針を理解させたいと誓約書の提出を求めている。さらに、診療参加型臨床実習では、外来診療を通じて指導歯科医による安全な医療提供の重要性を教授している。このほかに感染予防の観点から、入学前に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の予防接種を完了するとともに、臨床実習前にはB型肝炎の抗体検査を行ったうえでワクチン接種を義務付けている。加えて、すべての学生が、学生教育研究災害傷害保険に加入し、臨床実習中の事故や傷病に対応できるようにしていることから、診療参加型臨床実習に際して、十分な医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われている（評価の視点 2-15、点検・評価報告書 35 頁、資料 2-4「長崎大学歯学部シラバス」、資料 2-12「学生の保険加入状況」、追加資料 33-1「学研災加入案内」）。

【項目：成績評価・卒業認定】

当該歯学教育課程では、シラバス及び学生便覧に、各授業の考査、定期試験、試験

長崎大学歯学部歯学科

の受験資格、追試験・再試験、成績評価、試験結果の発表、試験受験上の注意、不正行為に関する処置等を詳細に記載している。成績評価は授業科目ごとに、試験の結果からAA(90点以上)、A(89点～80点)、B(79点～70点)及びC(69点～60点)を合格と判定し、この結果をもとにGPAを算出し、中・長期の留学条件、ゼミ選択、授業料免除に係る学業成績基準、成績不振学生への指導、履修登録上限の解除条件、成績優秀学生の選出等に利用している。試験結果は原則として試験終了後1週間以内に掲示とNU-Web学務情報システムで通知されている。授業科目の単位認定は、定期試験、口頭試問、レポート、作品提出など各科目で定められた評価方法に基づき行っている。受験資格は、①講義は授業時間数の3分の2以上の出席、②演習、実験及び実習は授業時間数の4分の3以上の出席、③講義、演習、実験または実習のうち2つの方法の併用により行う授業科目の場合は授業時間数の4分の3以上の出席、のいずれかを必要とし、公正かつ厳格な成績評価を行っている。加えて、出席はICカードリーダーを利用し、厳格に管理している。また、隣接医学、統合科目、臨床基礎実習、臨床実習についても、筆記試験による評価、レポートによる評価など科目に応じてそれぞれ適切に評価している。また、成績評価の妥当性の検証は、「教務委員会」が行い、さらに教授会で再試験受験者数、不合格者数の過多、成績評価のばらつき等を算出して適切な評価が行われているかを検証している(評価の視点 2-16、2-17、点検・評価報告書 36～38頁、資料 2-1「長崎大学歯学部学生便覧」、資料 2-4「長崎大学歯学部シラバス」、質問事項に対する回答)。

進級判定については、「長崎大学歯学部規程」に定めており、「教務委員会」で成績評価や単位修得の判定を行い、教授会で審議のうえ最終的に決定している。進級要件については、学生便覧に記載することで学生に周知を図っている(評価の視点 2-18、点検・評価報告書 38～41頁、資料 1-2「長崎大学歯学部規程」、資料 2-1「長崎大学歯学部学生便覧」、資料 2-4「長崎大学歯学部シラバス」)。

成績評価は学生及び保護者に開示しており、学生に対しては原則試験終了後1週間以内に掲示し、保護者には年度ごとに成績表を封書にて送付している。進級及び成績に関する異議申立については、「歯学部成績の疑義申し立てに関する申合せ」を学生便覧に記載し周知を図っている。具体的には、成績に疑義があった場合、学生が成績発表後1週間以内に「成績の疑義申し立て書」を学務担当に提出すると、教務委員長、学部長、授業担当教員などにより「成績疑義申し立て回答書」を作成し、その後「教務委員会」の審議を経て、学生に回答する流れとなっている。これらのことから、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問合せ等に対応する仕組みが整備され、適切に運用されているといえる(評価の視点 2-19、点検・評価報告書 41頁、資料 2-1「長崎大学歯学部学生便覧」)。

当該歯学教育課程において、主に涵養する資質・能力として、①基礎的知識・技能、②専門的知識・技能、③臨床能力、④問題発見・解決能力・リサーチマインド、⑤人

長崎大学歯学部歯学科

間性・倫理観・責任感・社会性、⑥コミュニケーション能力を掲げており、各科目がこれらを記載した学位授与方針のいずれの科目に該当するかを明示している。卒業認定については「長崎大学学則」及び「長崎大学歯学部規程」に定め、6年以上の在学、上記のような獲得すべき能力等を定めた所定の科目・単位の修得及び卒業認定試験の合格を卒業要件としており、教授会において最終判定を行っている。こうした過程においては、成績分布の適性や不合格者の過多などがないよう「教務委員会」で審議しており、学位授与方針に基づき、公平かつ厳格な卒業認定が行われているといえる（評価の視点 2-20、点検・評価報告書 41～42 頁、資料 1-1「長崎大学学則」、資料 1-2「長崎大学歯学部規程」、資料 2-1「長崎大学歯学部学生便覧」、資料 2-2「歯学部の教育理念と3つのポリシー」）。

【項目：教育成果の検証】

学生の学習成果については、「全学教務委員会」で調査しており、成績評価分布が極端に偏っている科目については授業内容と試験方法の再検討を促している。また、各授業科目の講義内容、実習内容については学生による授業アンケートを毎年実施し、その結果は単位認定後に開示され、「教務委員会」「教育改善実施委員会」「学生委員会」で共有し、次年度のカリキュラム編成の参考にしている（評価の視点 2-21、22、追加資料 17-1「授業アンケートデータ（歯学部）2019-2021」、質問事項に対する回答）。

歯科医師国家試験の合格率は、例年、現役卒業生は約 70～80%台であるが、既卒者の合格率が低いため、既卒者の受験支援に力を入れている。そのほか、歯科医師臨床研修のマッチング状況を把握しており、ほとんどの卒業生は長崎大学病院または他大学病院に進んでいる。その後、大学院に進学する者は、直近の3年間では毎年7～13名となっている（評価の視点 2-21、点検・評価報告書 43～45 頁、資料 2-13「成績評価の分布表」）。

検証結果に基づく教育内容・方法の改善について、「学生委員会」及び「教務委員会」でそれぞれの対策に取り組んでいる。具体的には、各年度末に学年代表者2名と大学側の代表として学部長、副学部長、学生委員長、事務室主査（学務）が出席し、意見交換する場を設けており、学生からの施設や授業に対する要望、学年全体での授業に対する評価などを聴取して、「学生委員会」「教務委員会」及び教授会で情報を共有し、改善に役立っている。また、当該歯学教育課程独自のファカルティ・ディベロップメント（FD）として、これまでに国家試験対策に関する講演、カリキュラムマップ・ツリーへの理解促進講座、教育内容・方法の改善に関する講演を実施している。また成績不振者に対しては、生活状況や学習環境の聴取後の指導、チューターから個別勉強法の指導などを行っている（評価の視点 2-22、点検・評価報告書 45 頁、資料 4-13「歯学部 FD 実施一覧」）。

<提 言>

○特 色

- 1) 「プラネタリーヘルス」や「グローバル」というキーワードのもと、1年次の「学外早期体験実習」、外部講師を招いて行われる「コミュニティー教育・実習」、離島における医療・保健・福祉への理解を深めることで地域包括ケアを学ぶ「離島歯科医療・地域保健・福祉実習」など、医療者に必要なコミュニケーション能力を涵養しつつ、現場での体験を重視した科目を設定していることは評価できる（評価の視点 2-3）。

○検討課題

- 1) 診療参加型臨床実習の指導歯科医の具体的要件について明文化するよう改善が望まれる（評価の視点 2-8）。
- 2) 学生間での自験症例数の差が大きく、かなりの部分を補完実習に頼っていることから、自験症例増加に向けた改善が望まれる（評価の視点 2-13）。

3 学生の受け入れ

<概 評>

【項目：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施】

当該歯学教育課程では、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、一般コースにおいては「専門科目の修学に要する基礎学力を有している」「歯科口腔医学、歯科口腔医療に対する強い関心と明確な目的意識ならびに使命感を持っている」ことなど4つを定め、歯学研究コースにおいては、これらに加えて「将来我が国の最先端歯科口腔医療、歯科口腔医学または歯科口腔医学教育を担うことを目指し、本学部卒業後、大学院医歯薬学総合研究科（歯学系）に進学するための、歯学研究コースを履修することを確約し、遂行する強い意思を持っている」ことを定めて、求める学生像を明確にしている。また、大学として、グローバル（グローバル+ローカル）に活躍する研究者、歯科医師育成を目標にしていることから、今後は、全学の学生の受け入れ方針に挙げられている「国際社会、地域社会への関心」を歯科医学の面からより具体化させて学生の受け入れ方針に追加することを検討している。

これらの方針に従い、求める学生像や水準等を満たす入学者を選抜し、多様な人材に就学の機会を与えるため、複数の特長ある入学者選抜を実施しており、総合型選抜（AO入試）、一般選抜（後期日程）を廃止し、学校推薦型選抜、総合型選抜Ⅱ（ゼミナール入試）を開始するなど、入試状況の変化を受けてフレキシブルに選抜方法を変更している。2022年度入学者からは、一般選抜（前期日程のみ）、総合型選抜Ⅱ、学校推薦型選抜、外国人留学生選抜の4種類を実施している。外国人留学生選抜を除くすべての入学試験において、大学入学共通テストと面接を含む複数の試験の結果をもとに判定しており、一般選抜においては、2019年度から英語・数学・理科3科目のうちの英語を必修とし、2教科2科目の試験を実施している。総合型選抜Ⅱにおいては、歯科口腔医学、歯科口腔医療に関するゼミナールを2～3コマ開講し、その内容について自学自習をする時間を与えたうえで、翌日にその理解度を測る試験を行う「歯学部ゼミナール」という特色ある入学者選抜を実施している。なお、外国人留学生選抜においては日本留学試験を課しているほか、学校推薦型選抜では、歯学部卒業後に大学院医歯薬学総合研究科に進学することを条件とする「歯学研究コース」を履修することを必須としている。これらの選抜方法や手続については、入学者選抜要項や総合型選抜学生募集要項を大学ホームページで公表し、オープンキャンパス等で説明するなど、適切に周知を図っている（評価の視点3-1、3-2、3-3、点検・評価報告書53～57頁、資料1-3「入学者選抜要項」、資料2-2「歯学部の教育理念と3つのポリシー」、大学ホームページ「3つのポリシー」、歯学部ホームページ「入学希望の皆さまへ」）。

入学者選抜に際しては、大学全体として、「長崎大学入学者選抜規則」に基づき「長崎大学入学者選抜実施規程」を定め、「入学者選抜委員会」を設置し、入学者選抜の

長崎大学歯学部歯学科

ための組織体制、手続及び公正性の確保を図っている。加えて、当該歯学教育課程の入学者選抜の実施にあたっては、「長崎大学歯学部入学試験委員会内規」に基づき、適切かつ公正な実施体制を整えている。具体的には、歯学部長を長とする実施部が種々の入試業務にあたるほか、「歯学部入学試験委員会」を設置し、①入学者選抜要項（大綱）及び募集要項に関すること、②入学者選抜方法に関すること、③入学試験の実施に関すること、④大学入学共通テストの実施に関すること、⑤高大連携事業（出前講義等）及びオープンキャンパス等の実施に関すること、⑥その他入学者選抜に関する必要な事項について審議している。このほか、全学の教育開発推進機構アドミッションセンターアドミッション部門では、過去の入学試験についてさまざまな分析・検討を行っており、「全学入学者選抜委員会」でその結果に基づいて今後の改善点等を審議している。当該歯学教育課程では、その結果に基づき今後の総合型選抜のあり方などについて「歯学部入学試験委員会」で検討を行い、入学者選抜方法のさらなる改善につながるように継続的に審議している（評価の視点 3-4、点検・評価報告書 57～59 頁、資料 3-1「長崎大学入学者選抜実施規程」、資料 3-2「長崎大学歯学部入学試験委員会内規」）。

【項目：定員管理】

当該歯学教育課程の入学定員は 50 名であり、入学定員に対する入学者数比率は 2017 年度以降の各年度において 1.00 と適正に管理されている。一方、収容定員 300 名に対し 2021 年度の在籍学生数は 311 名、2022 年度の在籍学生数は 313 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率はいずれも 1.04 と高くなっている。この原因として、学生のモチベーションの低下に伴う留年が関係していると分析しており、学年主任や「学生委員会」によるフォローアップを緊密に行うなどの改善に取り組んでいることから、これらの取組みを着実に進めることにより、適切に定員管理を行うことが望まれる。なお、最近 5 年間の志願倍率は 5.08～7.58 倍、実質競争倍率は 2.78～4.94 倍であり、若干の乖離がみられる（評価の視点 3-5、点検・評価報告書 59 頁、基礎データ表 3、2022 年度基礎データ表 3）。

<提 言>

○特 色

- 1) 総合型選抜において、歯科口腔医学、歯科口腔医療に関するゼミナールを 2～3 コマ開講し、その内容について自学自習をする時間を与えたうえで、翌日にその理解度を測る試験を行う、「歯学部ゼミナール」という特色ある入学者選抜を実施しており、歯学を志す意欲や適性を重視した評価を行っていることは評価できる（評価の視点 3-2）。

○検討課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、2021 年度及び 2022 年度において 1.04 と高くなっている。この原因として、学生のモチベーションの低下に伴う留年が関係していると分析しており、学年担任や「学生委員会」によるフォローアップを緊密に行うなどの改善に取り組んでいることから、これらの取組みを着実に進めることにより、適切に定員管理を行うことが望まれる（評価の視点 3-5）。

4 教員・教員組織

<概 評>

【項目：教員組織の編制】

教員組織の編制方針は、年度初めに学長からすべての部局に求められる「部局長の運営方針」に基づいて作成し、「歯学部運営会議」で審議決定している。編制方針としては、①教育面では「基本的教養と幅広い歯科口腔医学専門知識を修得し、今後の歯科口腔医学、歯科口腔医療を切り拓くとともに社会に信頼される歯科医師及び研究者を養成する」という学部教育の目標を達成する、②研究面では骨形成機構の解明と再生工学、歯周病研究、腫瘍医学研究、生体材料研究などを中心とした質の高い学術研究や各専門分野の研究、そして社会にインパクトを与える研究を遂行できる、③臨床系分野では、病院において地域医療への貢献、臨床教育、そして臨床研究中核病院として実施する特定臨床研究を遂行できる、というミッションを遂行し、歯学教育課程ではカリキュラムのすべての事項を教授できるよう組織を編成することとしている。具体的には、口腔関連領域の基礎研究の推進と基礎医学・歯学を担う基礎系分野と臨床歯学の教育研究を担う臨床系分野で教員組織を構成している。また、卒前卒後のシームレスな臨床教育を行うための総合歯科臨床教育学分野の設置、基礎横断的研究の推進のためのフロンティア口腔科学分野の設置、トランスレーショナルリサーチ推進のための先進口腔医療開発学分野の設置を行っており、教育・研究活動が有機的に遂行できる組織編成を行っている。なお、教員に求められる具体的な能力・資質については、明確な基準は設けておらず、教育、研究、外部資金獲得、臨床面等について、各教員選考の際に検討を行っている（評価の視点 4-1、点検・評価報告書 62～63 頁、資料 4-1「部局長の運営方針」、資料 4-4「教員選考規程（生命医科学域）」、資料 4-5「教員選考に関する内規（生命医科学域）」、資料 4-6「教授候補者選考に関する申合せ（歯学系）」、資料 4-7「准教授及び助教の候補者選考に関する申合せ（歯学系）」、資料 4-8「授業等担当教員の資格審査に関する内規（医歯薬学総合研究科）」、資料 4-14「長崎大学歯学部運営会議規程」、質問事項に対する回答）。

学部所属の教員については、専門性に応じた分野制を導入しており、病院所属の教員は、病院業務により人員の配置を決定している。2021 年 5 月 1 日現在、学部所属の専任教員は法令上必要とされる専任教員数を満たす 80 名（教授 19 名、准教授 17 名、助教 44 名）、病院所属の専任教員は 37 名（教授 1 名、准教授 1 名、講師 12 名、助教 22 名、助手 1 名）である。学部と病院の専任教員の職種別比率は、教授 17%、准教授 15%、講師 10%、助教 56%、助手 1% となっており、教育研究活動に適切と考えられる人数及び職種別比率である。これらのうち、学部所属の臨床系各分野に配分されている助教定員の 1 名を学部長預かり定員とし、歯学部の強みに関連する分野、女性教員を補充する分野等を優先し、女性教員の積極的登用や学部運営の円滑化に活用している。当該歯学教育課程では、男女共同参画を推進するため「歯学部運営

会議」を男女共同参画推進のための組織とし、「女性研究者の採用・育成および女性上位職の採用を促進し、各種委員会委員長に女性を積極的に登用する」という行動計画のもと、女性教員の採用と登用を進めており、女性限定の教授公募を行っている。この結果、学部所属教員のうち 23 名 (28.8%)、病院所属教員のうち 13 名 (35.1%)、全体で 36 名 (30.8%) が女性教員であり、教授の割合についても 19 名のうち女性は 3 名 (15.8%) となっている。また、外国籍教員は学部所属教員のうち 2 名であるが、外国人教員は大学として定義する「外国籍教員、外国の大学で学位を取得した日本人教員、外国で通算 1 年以上の教育研究歴のある日本人教員」から算定すると、29 名 (36.3%) であり、いずれも長崎大学の第 3 期中期計画・中期目標を満たしている。加えて、臨床実習の充実及び病院の診療支援・強化を目的に臨床教授 6 名、臨床准教授 4 名を、研究活動の充実・活性化を目的に客員研究員 47 名、研究協力員 5 名を、学部教育の充実を目的に兼任講師 56 名を、それぞれ任命して教育研究活動の活性化を図っている (評価の視点 4-2、4-4、点検・評価報告書 63~66 頁、基礎データ表 5、資料 4-2「教員配置表 (生命医科学域歯学系及び大学病院歯科系診療部門) R3. 5. 1」、資料 4-21「臨床系分野の教員定員及び学部長預かり定員に関する申し合せ」、資料 4-22「長崎大学歯学部臨床教授等の称号の付与等に関する規程」、資料 4-23「長崎大学歯学部客員研究員内規」、資料 4-24「非常勤講師採用についての申し合せ」、資料 4-28「女性枠設定による学内教授昇任促進事業実施要領」)。

歯学部の学生数は、2021 年 5 月 1 日時点で 311 名であるのに対し、学部所属の教員数は 80 名であり、学部所属専任教員 1 人あたりの学生数は 3.89 名、学部所属と病院所属の専任教員を合わせた教員 1 人あたりの学生数は、2.66 名となっており、学生に対してきめ細かい指導を可能としている (評価の視点 4-3、点検・評価報告書 63~66 頁、基礎データ表 5)。

研究については、大学全体として「世界に貢献する新たな強み領域を創生し、総合大学として日本をリードする研究力を格段に向上させる」ことに加え、2020 年度から「長崎大学はプラネタリーヘルスに貢献する」という目標を掲げている。これを受けて、当該歯学教育課程では、「歯学を通じて世界の人々の QOL (生活の質) の向上そして健康寿命の延伸に貢献する」ことをプラネタリーヘルスのミッションとしている。特に、骨再生・硬組織疾患の解明とそれに伴う医療開発に関する研究、歯周病原菌に関する研究はインパクトファクターの高い学術誌に掲載されるなど、その成果は高く評価されている。また、地域貢献研究として五島コホートスタディ臨床研究を中心とした高齢者歯科関係の研究も行われている。これらの結果、2017 年度から 2021 年度までの科学研究費補助金の新規及び継続を合算した採択件数は 75~85 件、採択額が 1 億 5000 万~1 億 8000 万円であり、分野によっては科学研究費基盤研究 (S)、基盤研究 (A) や、日本医療研究開発機構 (AMED) の研究費を獲得して成果を上げており、高く評価できる。さらに、当該歯学教育課程の教員が兼担する

長崎大学歯学部歯学科

大学院医歯薬学総合研究科では大型研究費獲得支援のための「科研Bチャレンジプロジェクト」というユニークな取組みを実施しており、准教授等による大型の科学研究費補助金の申請を促進している。これらの研究体制については、第三者評価として、毎事業年度及び中期目標期間終了後に国立大学法人評価及び大学機関別認証評価を受けている（評価の視点4-5、点検・評価報告書67～69頁、資料4-3「科研費採択状況（歯学部R3～H29）」、資料4-25「プラネタリーヘルスのための長崎大学歯学部のミッション」、資料4-26「科研Bチャレンジプロジェクトについて」）。

教員の採用については、「教員選考規程」に基づき透明性を担保しながら公正に実施し、教授及び准教授候補者の選考は公募を原則としている。公募による手続は、歯学部長が人事方針案を作成して学長に教授選考を申請し、学域会議が「教授候補適任者選考委員会」を設置して選考を行い、教授会での審議を経て、「全学教授等選考委員会」及び学長に報告するというプロセスで行っている。なお、一部の研究力、教育力及び外部資金の取得等の実績が極めて秀でており、外国での教育・研究歴のある人材を教授及び准教授として採用する場合には、ノミネート方式を採用しており、選考手続は公募による場合と同様である。教授の出身大学については、19名中、他大学出身者は12名（63%）となっており、自校出身者のみならず、他大学歯学部出身者及び歯学部以外の人材を採用するなど、多様な人材を確保し、当該歯学教育課程の教育研究の活性化を図っている（評価の視点4-6、点検・評価報告書70～71頁、資料4-4「教員選考規程（生命医科学域）」、資料4-5「教員選考に関する内規（生命医科学域）」、資料4-6「教授候補者選考に関する申合せ（歯学系）」、資料4-7「准教授及び助教の候補者選考に関する申合せ（歯学系）」、資料4-8「授業等担当教員の資格審査に関する内規（医歯薬学総合研究科）」）。

【項目：教員の資質向上等】

FD活動については、「長崎大学ファカルティ・ディベロップメントに関する申合せ」に基づき実施しており、具体的な内容を、「教育改善等のためのFDガイドライン」に定めている。FD活動は全学主催と学部主催があり、学部主催のFDは、歯科医師国家試験に対する学生指導や新型コロナウイルス感染症が拡大するなかでの教育、特にオンライン教育等に関する内容のほか、研究推進や国際交流促進等をテーマとして年に数回程度実施している。加えて、病院では医療安全と感染対策、臨床研究に関する研修会のほか、歯科独自に保険診療に関する講習会を年に数回程度実施している。講習会に参加できなかった教員等はe-learningで受講するシステムを構築しており、教員のFDの参加率は90%以上と高い（評価の視点4-7、4-8、点検・評価報告書72～73頁、資料4-10「長崎大学FDに関する申合せ」、資料4-11「教育改善等のためのFDガイドライン」、資料4-12「歯学部におけるFDの取扱いについて」、資料4-13「歯学部FD実施一覧（H30～R2年度）」）。

長崎大学歯学部歯学科

専任教員の評価については、再任にかかる審査（任期5年）において、①教育、②学術・研究、③組織運営、④社会貢献につき、職域により各項目における評価基準を定めて行っている。病院所属教員についても、別途再任基準を設けている。これらの基準をもとに、教員の自己点検・評価を実施しており、その結果を踏まえてIR推進本部が中心となって、毎年の全教員の教育研究活動等に関する8項目の成果を収集、分析、評価及び公表し、学域・職位ごとの教育分野・研究分野の評価ポイントの分布等もホームページで公表している。これにより教員は、所属部局内、同一職種内及び全学内における自身の状況を把握することができ、部局長は全教員の評価を把握し、必要に応じて各教員の指導を行うほか、勤勉手当などに活用している（評価の視点4-9、点検・評価報告書74頁、資料4-9「再任の審査に関する内規（生命医科学域）」、資料4-18「教員活動状況分析項目」）。

<提 言>

○長 所

- 1) 「プラネタリーヘルスに貢献する」という全学的な研究目標のもと、「歯学を通じて世界の人々のQOL（生活の質）の向上そして健康寿命の延伸に貢献する」をミッションとし、骨再生・硬組織疾患の解明とそれに伴う医療開発に関する研究等のさまざまな活動を推進し、科学研究費基盤研究（S）、基盤研究（A）や日本医療研究開発機構（AMED）などの大型の研究費を獲得して成果を上げていることは高く評価できる（評価の視点4-5）。

5 自己点検・評価

<概 評>

【項目：自己点検・評価】

当該歯学教育課程の自己点検・評価は、国立大学法人評価及び機関別認証評価を受けるにあたって行うこととしており、学長、理事等からなる計画・評価本部が実施する案の作成に従い、全学的な自己点検・評価体制と連携を取りながら、「歯学部運営会議」が中心となって自己点検・評価を実施する体制となっている。学部レベルの自己点検・評価は、毎年行われる監事監査にて、研究実績、教育活動、地域社会貢献、外部資金獲得の観点から行っており、「歯学部運営会議」は、「人事委員会」に各分野、各教員の教育・研究実績について、「再任審査委員会」には各教員の再任の可否における評価について、「歯学部評価委員会」には各教員の教員活動状況の報告をそれぞれ指示し、IR推進本部における教員活動状況分析結果とともに総括的に自己点検・評価を行い、教授会と情報共有を図っている。また、実績報告書を作成する過程において、年度計画やこれに基づく実績などを分析し、改善点等を抽出するとともに、次年度の目標を設定している。一方、個人レベルの自己点検・評価は、半期ごとに行われる研究業績、外部資金獲得、社会活動実績、教育実績、診療実績の調査、毎年実施される教員活動状況調査（IR）と大学院医歯薬学総合研究科業績集のとりまとめ、5年間の任期制再任評価により実施されており、IR推進本部が各教員の教育研究活動等のデータを毎年収集し、分析・評価を行い、公表している（評価の視点5-1、5-2、点検・評価報告書79～81頁、資料5-1「国立大学法人長崎大学基本規則」、資料5-2「国立大学法人長崎大学における点検及び評価に関する規則」、資料5-4「長崎大学計画・評価本部規則」、資料5-6「長崎大学歯学部における内部質保証に係る申合せ」、資料5-7「長崎大学歯学部評価委員会規程」、資料5-9「長崎大学における内部質保証に関する基本方針」、資料5-10「長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン」、質問事項に対する回答）。

第三者評価については、国立大学法人評価委員会による法人評価及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による機関別認証評価を受けている。これらの評価結果は大学や歯学部のホームページに掲載し、社会に対する説明責任を果たしている。また、2021年度をもって第3期中期目標期間が終了することに伴い、2021年5月時点での教育、研究に関する現状分析を行い、自己評価結果をまとめ、第4期中期目標・計画を策定している（評価の視点5-3、5-4、点検・評価報告書82～83頁、大学ホームページ「計画・評価関連資料室」、学部ホームページ「自己点検・評価等」）。

【項目：結果に基づく教育研究活動の改善・向上】

自己点検・評価の結果及び機関別認証評価において指摘を受けた事項については、「全学教務委員会」と協議したうえで、「教務委員会」で対応案を作成し、速やかに

長崎大学歯学部歯学科

実行している。具体的な改善事例としては、①歯学研究コースの併設と重点化、②多職種連携教育の充実、③学部内における共同研究体制の整備、④ダイバーシティの推進、⑤国際化推進のための大学間の連携強化及び学生交流の実施、⑥歯科医師国家試験を見据えた学習支援体制の強化、⑦ハラスメント防止啓発・相談体制の構築、⑧アクティブラーニング授業の推進、⑨カリキュラム改革が挙げられる。以上のことから、自己点検・評価及び第三者評価の結果を、教育研究活動の改善に結びつけているといえる（評価の視点 5-5、点検・評価報告書 83～85 頁、資料 5-14「令和 3 年度第 8 回歯学部運営会議議事要録（抜粋）」、資料 5-15「令和 3 年度第 8 回歯学部運営会議（根拠資料 4）」）。

以 上